

原議保存期間	5年（平成32年3月31日まで）
有効期間	一種（平成32年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第164号
平成26年10月17日
警察庁生活安全局保安課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第68号。官報の写し（別添1）及び新旧対照条文（別添2）参照。）は本日公布及び施行されたところであるが、その改正の概要及び留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、当庁から風俗営業団体等に対し、通知文（別添3）を発出していることから、各都道府県警察において風俗営業者等に対する指導等を行う際の参考とされたい。

記

1 改正の概要

(1) 従業者名簿の記載事項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第36条の規定により、風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、営業所又は事務所毎に従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）第20条で定める事項を記載することとされているところ、当該記載事項のうち、本籍（日本国籍を有しない者にあっては、国籍）を削除することとする。（府令第20条関係）

(2) 確認書類

法第36条の2第1項の規定により、接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、府令第21条で定める確認書類により、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍等を確認しなければならないこととされているところ、日本国籍を有する者については、当該者の

生年月日及び本籍地都道府県名が記載されている住民票記載事項証明書をもって確認することとする。（府令第21条関係）

2 留意事項

従業者名簿の記載事項から本籍・国籍が除かれることとなるが、法第36条の2第2項の規定により、接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、引き続き当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者の国籍等を当該従業者に係る従業者名簿に記載等しなければならないことに留意されたい。

平成26年10月17日 金曜日 官報

府
令

○内閣府令第六十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十六条及び第三十六条の二第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年總理府令第一号）の一部を次に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年總理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「本籍（日本国籍を有しない者にあつては、國籍）」を削る。

第二十一条第一号イ中「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を「住民票記載事項証明書」に、「第五号に掲げる事項」を「本籍地都道府県名」に改め、同号中口を削り、ハを口とし、同号中二行を削り、同号ホ中「から二まで」を「及び口」に、「本籍及び生年月日」を「生年月日及び本籍地都道府県名」に改め、同号ホをハとする。

この府令は、公布の日から施行する。

附 則

添2

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
(従業者名簿の記載事項)		
第二十条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。		
(確認書類)		
第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。		
一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか		
イ 住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号に掲げる事項及び本籍地都道府県名が記載されているものに限る。）		
ロ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第一号の一般旅券		
二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項の運転免許証（本籍欄に本籍が記載されているものに限る。）		
ハ イ及びロに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給され		

た書類その他これに類するもので、当該者の生年月日及び本籍地都道府県名の記載のあるもの

二一四（略）

された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの

二一四（略）

別添3

警察庁丁保発第 号
平成26年10月17日

○○○○○○○○ 殿

警察庁生活安全局保安課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について（通知）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令は、平成26年10月17日に公布され、同日から施行される予定です。改正の概要・新旧対照表については別添1及び別添2のとおりですので、関係事業者等に周知をお願いします。

※ 上記別添2の新旧対照表については、省略しています。

発出先

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会会長
一般社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会会長
一般社団法人日本自動車旅行ホテル協会会長
全日本特殊浴場業協会連合会会長
全国旅行ホテル協会連合会会長
日本中小ホテル旅館協同組合理事長
一般社団法人日本居酒屋協会会長
一般社団法人日本複合カフェ協会会長
一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会理事長
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長
全日本遊技事業協同組合連合会理事長
社団法人日本遊技関連事業協会会長
一般社団法人日本遊技産業経営者同友会代表理事
一般社団法人余暇環境整備推進協議会代表理事
一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会代表理事
全国麻雀業組合総連合会会長

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について

1 改正案の概要

(1) 従業者名簿の記載事項（府令第20条関係）

風俗営業者等（※1）に営業所又は事務所ごとに備え付けるよう義務付けられている従業者名簿についての記載事項から本籍（日本国籍を有しない者にあっては、国籍）を削除することとします。

(2) 確認書類（府令第21条関係）

風俗営業者等（※2）が、当該営業に関して客に接する業務に従事させようとする者について行う確認は、日本国籍を有する者については、住民票記載事項証明書のほか、本籍地のある都道府県名が記載されている書類をもつて行うこととします。

なお、住民票記載事項証明書については、証明を受けようとする者が必要事項を記載し、市区町村長の証明を受けることとなっています。参考として別紙の様式を添付しますので、営業者等に適宜周知するようお願いします。

※1 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、深夜において飲食店営業（食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営むもの）を営む者及び午後10時以降において酒類を提供する飲食店営業（通常主食と認められる食事を提供する営業を除く）を営む者

※2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、午後10時以降において酒類を提供する飲食店営業（通常主食と認められる食事を提供する営業を除く）を営む者

2 今後の予定

公布の日（10月17日）に施行

住民票記載事項証明書

氏名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	性別	男・女
現住所			
本籍(都道府県名)	都道 府県		

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。

(ただし、本籍の一部については省略している。)

平成 年 月 日

市区町村長

印